

四半期報告書

(第22期第2四半期)

自 平成20年7月1日

至 平成20年9月30日

株式会社光通信

東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

目 次

表 紙	頁
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2
第2 事業の状況	
1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態及び経営成績の分析	4
第3 設備の状況	7
第4 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) ライツプランの内容	20
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	20
(5) 大株主の状況	20
(6) 議決権の状況	21
2 株価の推移	21
3 役員の状況	22
第5 経理の状況	23
1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	24
(2) 四半期連結損益計算書	26
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	28
2 その他	38
第二部 提出会社の保証会社等の情報	39

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月13日
【四半期会計期間】	第22期第2四半期（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）
【会社名】	株式会社光通信
【英訳名】	HIKARI TSUSHIN, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 重田 康光
【本店の所在の場所】	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
【電話番号】	03-5951-3718
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 儀同 康
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
【電話番号】	03-5951-3718
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 儀同 康
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期 第2四半期連結 累計期間	第22期 第2四半期連結 会計期間	第21期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高（百万円）	155,565	82,293	314,135
経常利益（百万円）	8,422	4,675	23,522
四半期（当期）純利益（△は純損失）（百万円）	△5,884	△7,528	2,801
純資産額（百万円）	—	117,437	135,154
総資産額（百万円）	—	206,237	230,777
1株当たり純資産額（円）	—	1,866.24	2,130.50
1株当たり四半期（当期）純利益金額（△は純損失）（円）	△102.64	△132.36	48.20
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	—	—	48.17
自己資本比率（%）	—	51.5	53.7
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	9,876	—	3,660
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△4,238	—	△13,599
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△3,040	—	4,745
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	19,076	16,490
従業員数（人）	—	5,973	4,664

- （注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第22期第2四半期連結累計期間及び第22期第2四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、当第2四半期連結会計期間において、株式取得により、株式会社ネクサスを連結子会社に、株式会社エフティコミュニケーションズを持分法適用関連会社に加えております。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合又は被所 有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株ネクサス (注) 2. 3	大阪市中央区	7,226	法人事業 SHOP事業	70.96	役員の兼任あり。
(持分法適用関連会社) 株エフティコミュニケーションズ (注) 3	東京都中央区	961	法人事業 SHOP事業	20.34	—

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 有価証券報告書提出会社であります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数 (人)	5,973 (4,567)
----------	---------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は () 内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数 (人)	397 (79)
----------	----------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は () 内に当第2四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
法人事業 (百万円)	33,105
SHOP事業 (百万円)	44,906
保険事業 (百万円)	4,263
ベンチャーファンド事業 (百万円)	18
合計 (百万円)	82,293

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 当第2四半期連結会計期間における、主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)
ソフトバンクモバイル㈱	20,140	24.8

3. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間における我が国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融市場の混乱を背景に、企業業績の悪化による設備投資の減少、実質所得の低下や金融資産の目減りなどによる個人消費の鈍化など、景気後退色が一段と高まっております。

このような経済環境の中、当社グループは引き続き「変化対応型スピード経営」を事業行動目標とし、様々な業界の変化に迅速且つ柔軟に対応し、より質の高いサービスを提供することで企業価値の最大化に取り組んでまいりました。

特別損失の項目に投資有価証券評価損を当第2四半期連結会計期間において10,176百万円、当第2四半期連結累計期間において10,694百万円を計上しております。これは当社が保有する「その他有価証券」に区分される有価証券において、株式簿価の資産額に対する時価の下落率が50%を超えているSFCG株式（証券コード：8597）等について、当社会計基準に基づき、減損処理を行ったことによるものです。

その結果、当第2四半期連結会計期間の業績は、売上高が82,293百万円、営業利益が5,008百万円、経常利益が4,675百万円、税金等調整前四半期純損失が5,629百万円、四半期純損失が7,528百万円となりました。

また、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高が155,565百万円、営業利益が7,891百万円、経常利益が8,422百万円、税金等調整前四半期純損失が2,251百万円、四半期純損失が5,884百万円となりました。

なお、事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

①法人事業

OA機器市場におきましては、比較的成熟しており安定的な買い替え需要に支えられた市場です。

当第2四半期連結会計期間におきましては、OA機器事業において大きな組織変更を行いました。具体的には①新規ユーザー様へのOA機器販売 ②既存ユーザー様へのOA機器販売 ③ITプラットフォームの企画・設計・開発・運用・保守 ④カスタマーサービス の4つの役割を明確に分けることで、販売効率を向上させるとともに、お客様との継続的な取引関係を実現することで今後も更なる成長を目指してまいります。なお、当第2四半期連結累計期間における複写機の販売台数は前年同期比6.9%増の17,822台となりました。また、保有台数につきましても前年同期比5.0%増の101,812台となりました。

通信回線サービス市場におきましては、各通信キャリアが本格的にFMCサービス（固定電話と移動体通信との融合）の提供を開始したことで市場に大きな変化がもたらされております。そのため当社の固定回線サービスの新規獲得件数及び保有件数は再び増加傾向にあります。

当社連結子会社のe-まちタウン(株)（証券コード：4747）では、顧客満足度、広告効果、独自性を追求した「No.1モバイルインターネットカンパニー」を目指し、主にモバイル広告を主軸とした収益モデルを確立すべく事業活動を進めております。

業種特化事業におきましては、飲食、娯楽、美容、医療など、各分野における有力企業の商材や技術、ノウハウと当社が有する販売力を融合することで、より付加価値の高い商品・サービスの開発及び販売を行っております。

その結果、当第2四半期連結会計期間における法人事業の売上高は33,550百万円、営業利益は3,495百万円となりました。

また、当第2四半期連結累計期間における法人事業の売上高は66,199百万円、営業利益は5,972百万円となりました。

②SHOP事業

SHOP事業におきましては、携帯電話を中心に、全国で展開する店舗を主な販路とした販売事業を行っております。

携帯電話市場におきましては、平成20年7月にソフトバンクモバイル(株)からiPhone™3G（アップル社製）が発売されるなど一部で盛り上がりを見せましたが、全体としては第1四半期に続き、移動体キャリア各社の新販売方式導入による買い替え需要の低下、景気後退に伴う個人消費の冷え込みなどの影響で販売台数は低調に推移いたしました。

このような状況の下、当第2四半期連結会計期間におきましても、不採算店舗の見直しならびに代理店を中心とする販売網の拡大、販売チャネルの多様化に取り組みました。

その結果、当第2四半期連結会計期間におけるSHOP事業の売上高は45,085百万円、営業利益は708百万円となりました。

また、当第2四半期連結累計期間におけるSHOP事業の売上高は83,162百万円、営業利益は1,306百万円となりました。

③保険事業

保険業界におきましては、サブプライムローン問題に端を発した国際金融市場の混乱による厳しい市場環境の中、当社グループは強みである販売力を活かし、保険販売代理店としてよりお客様の立場に立ちニーズを捉え、それぞれのお客様にあった保険商品のご提案を行ってまいりました。

また、消費者の金融商品に対する不安感が高まる中、当社グループとしては金融商品取扱いに関する規定・金融商品販売法・消費者契約法の遵守について様々な研修を通じて従業員教育を再徹底してまいりました。また、採用活動におきましても収益とのバランスを維持すべく慎重に行いました。

その結果、当第2四半期連結会計期間における保険事業の売上高は4,283百万円、営業利益は1,057百万円となりました。

また、当第2四半期連結累計期間における保険事業の売上高は7,678百万円、営業利益は1,372百万円となりました。

④ベンチャーファンド事業

ベンチャーファンド事業におきましては、金融商品取引法に従い、ベンチャーファンドの企画・運用を行っております。投資分野に関しては、IT・情報通信分野（モバイルのコンテンツやメディアを含む）に特化し、場合によっては、当社グループが営業支援から海外展開までサポートしております。その他の重要投資分野としては、環境関連、消費/流通、医療/ヘルスケアなどに注目しております。現在、日本以外にも、アジアを中心とした環太平洋地域（中国、韓国、オーストラリアなど）への投資も行っております。

事業環境におきましては、我が国の長引く新興市場の低迷、昨今の世界的な金融不安、証券取引所の上場審査プロセスのさらなる厳格化などにより、新規公開社数が激減し、EXIT環境は最悪となっており、当第2四半期はほとんど売却利益を創出することができませんでした。一方で事業進捗の芳しくない一部の投資先の投資価値を124百万円引当致しました。

その結果、当第2四半期連結会計期間におけるベンチャーファンド事業の売上高は18百万円、営業損失は151百万円となりました。

また、当第2四半期連結累計期間におけるベンチャーファンド事業の売上高は23百万円、営業損失は346百万円となりました。

今後の第3、第4四半期の方針としては、中長期投資の視野に立ったアーリーステージのベンチャー企業への投資、当社グループとの協業を通じた事業の収益化を図りながら投資先企業の価値の向上、そして市場の成長ポテンシャルが比較的高い中国等のアジア投資戦略を継続して強化してまいります。また、M&A等のパイアウトや海外市場へのIPO等、多角的なEXIT戦略を図っていく予定です。

株式市場の下落により未公開企業の企業価値も大幅に低下しており、投資サイドに有利な条件での投資機会が増えました。この環境を利用し、なおかつ成長できる経営者及び事業モデルを有する企業に積極的に新規投資を行っていく予定です。

(2) 財政状態の分析

	前連結会計年度末	当第2四半期連結会計期間末	増減
	百万円	百万円	百万円
総資産	230,777	206,237	△24,539
負債	95,622	88,800	△6,822
純資産	135,154	117,437	△17,717

総資産は、売上債権及び棚卸資産の減少、投資有価証券の評価減等により、前連結会計年度末に比べて24,539百万円減少の206,237百万円となりました。

負債は、短期借入金が増加しましたが、仕入債務の減少等により、前連結会計年度末に比べて6,822百万円減少の88,800百万円となりました。

純資産は、自己株式の増加、投資有価証券評価損の計上等により前連結会計年度末に比べて17,717百万円減少の117,437百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

	当第2四半期連結会計期間
	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,933
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,226
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,229

営業活動によるキャッシュ・フローは、法人税の還付等により、4,933百万円のプラスとなりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、投資有価証券の取得等により、1,226百万円のマイナスとなりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の返済等により、3,229百万円のマイナスとなりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当四半期末残高は、第1四半期連結会計期間末に比べ420百万円プラスの19,076百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、重要な設備の新設、改修、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	183,123,768
無議決権株式	50,000,000
計	233,123,768

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	58,349,642	58,349,642	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式
計	58,349,642	58,349,642	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成20年11月1日以降、この四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権及び、会社法第236条、第238条、第239条及び第361条第1項第3号の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成15年6月24日定時株主総会決議（平成15年11月25日取締役会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	3,418
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	341,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,320
新株予約権の行使期間	自 平成17年12月2日 至 平成20年12月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,320 資本組入額 2,660
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (注) 1. 対象者が当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員である場合は、権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。
但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りでない。
また、対象者が権利行使期間前にかかる地位を喪失した場合は、権利行使期間開始日から1年間に限り、本新株予約権を行使することができる。さらに権利行使期間中にかかる地位を喪失した場合は、喪失後1年に限り新株予約権を行使することができる。
2. 対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。
3. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
4. その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

② 平成16年6月24日定時株主総会決議（平成16年8月31日取締役会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,430
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	143,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,070
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月31日 至 平成21年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,070 資本組入額 2,535
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (注) 1. 対象者が当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員である場合は、権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。
但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りでない。
また、対象者が権利行使期間前にかかる地位を喪失した場合は、権利行使期間開始日から1年間に限り、本新株予約権を行使することができる。さらに権利行使期間中にかかる地位を喪失した場合は、喪失後1年に限り新株予約権を行使することができる。
2. 対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。
3. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
4. その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

③ 平成16年6月24日定時株主総会決議（平成17年2月25日取締役会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	630
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	63,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	8,677
新株予約権の行使期間	自 平成19年2月26日 至 平成22年2月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,677 資本組入額 4,339
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (注) 1. 対象者が当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員である場合は、権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。
 但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りでない。
 また、対象者が権利行使期間前にかかる地位を喪失した場合は、権利行使期間開始日から1年間に限り、本新株予約権を行使することができる。さらに権利行使期間中にかかる地位を喪失した場合は、喪失後1年に限り本新株予約権を行使することができる。
2. 対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。
3. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
4. その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

④ 平成17年6月24日定時株主総会決議（平成17年9月5日取締役会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,700
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	170,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	8,221
新株予約権の行使期間	自 平成19年9月5日 至 平成22年9月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,221 資本組入額 4,111
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (注) 1. 対象者が当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員である場合は、権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。
但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りでない。
2. 対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。
3. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
4. その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑤ 平成17年6月24日定時株主総会決議（平成17年12月22日取締役会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数（個）	1,442
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	144,200
新株予約権の行使時の払込金額（円）	10,800
新株予約権の行使期間	自 平成19年12月22日 至 平成22年12月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 10,800 資本組入額 5,400
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (注) 1. 対象者が当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員である場合は、権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。
但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りでない。
2. 対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。
3. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
4. その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑥ 平成18年6月27日定時株主総会決議（平成18年8月25日取締役会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	3,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6,180
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月26日 至 平成28年8月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,180 資本組入額 3,090
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(注) 1. 対象者が当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員である場合は、権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。

但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りでない。

2. 対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。

3. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。

4. その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑦ 平成18年6月27日定時株主総会決議（平成18年8月25日取締役会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数（個）	180
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	18,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	6,180
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月26日 至 平成28年8月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 6,180 資本組入額 3,090
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(注) 1. 対象者が当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員である場合は、権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。

但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りでない。

2. 対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。

3. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。

4. その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑧ 平成18年6月27日定時株主総会決議（平成19年3月30日取締役会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,345
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	134,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,474
新株予約権の行使期間	自 平成21年3月31日 至 平成29年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,474 資本組入額 2,737
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(注) 1. 対象者が当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員である場合は、権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。

但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りでない。

2. 対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。

3. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。

4. その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑨ 平成18年6月27日定時株主総会決議（平成20年2月26日取締役会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	220
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,914
新株予約権の行使期間	自 平成23年2月27日 至 平成30年2月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,914 資本組入額 1,957
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(注) 1. 対象者が当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員である場合は、権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。

但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りでない。

2. 対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。

3. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。

4. その他の条件については、取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑩ 平成20年6月24日定時株主総会決議（平成20年6月25日取締役会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,785
新株予約権の行使期間	自 平成23年6月26日 至 平成30年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,785 資本組入額 1,893
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(注) 1. 対象者が当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員である場合は、権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。

但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りでない。

2. 対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。

3. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。

4. その他の条件については、取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑪ 平成20年6月24日定時株主総会決議（平成20年6月25日取締役会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	480
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	48,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,785
新株予約権の行使期間	自 平成23年6月26日 至 平成30年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,785 資本組入額 1,893
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(注) 1. 対象者が当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員である場合は、権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。

但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りでない。

2. 対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。

3. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。

4. その他の条件については、取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日 (注)	4,700	58,349,642	6	54,259	6	25,847

(注) 新株予約権の行使(平成20年7月1日～平成20年9月30日)による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
有限会社 光パワー	東京都港区南麻布3丁目19-23	15,588	26.72
重田 康光	東京都港区	14,358	24.61
ジェーピー モルガン チェ ース バンク 380084 (常任代理人) 株式会社 み ずほコーポレート銀行兜町 証券決済業務室	125 LONDON WALL, LONDON, EC2Y 5AJ, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋兜町6-7)	1,640	2.81
株式会社 光通信	東京都豊島区南池袋1丁目16-15	1,471	2.52
日本マスタートラスト信託 銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	1,358	2.33
日本トラスティ・サービス 信託銀行 株式会社(信託 口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,036	1.78
玉村 剛史	東京都文京区	941	1.61
日本トラスティ・サービス 信託銀行 株式会社(信託 口4G)	東京都中央区晴海1丁目8-11	893	1.53
有限会社 テツ	東京都港区南麻布4丁目9-5	700	1.19
有限会社 マサ	東京都港区南麻布4丁目9-5	700	1.19
有限会社 ミツ	東京都港区南麻布4丁目9-5	700	1.19
計	—	39,388	67.50

(注) 1. 上記の所有株数のうち、信託業務に係る株式数は、下記の通りであります。

日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口) 1,358千株

日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口) 1,036千株

日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4G) 893千株

2. 有限会社 光パワーへは重田康光氏が100%出資しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 1,473,000	—	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 56,852,600	568,526	同上
単元未満株式	普通株式 24,042	—	同上
発行済株式総数	58,349,642	—	—
総株主の議決権	—	568,526	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4,700株 (議決権の数47個) 含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義保有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社 光通信	東京都豊島区南池袋1丁目16-15	1,471,900	—	1,471,900	2.52
株式会社 グロース ライフ	東京都豊島区池袋2丁目47-3	1,000	—	1,000	0.0
株式会社 ネクサス	大阪市中央区農人橋1丁目1-22	100	—	100	0.0
計	—	1,473,000	—	1,473,000	2.52

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	3,990	4,100	3,840	3,570	3,280	2,880
最低 (円)	2,655	3,610	3,420	3,070	2,710	1,995

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
常務取締役	会長補佐特別顧問	取締役	会長補佐特別顧問	豊田 繁太郎	平成20年6月24日
常務取締役	法人事業本部長	取締役	法人事業本部長	山本 康二	平成20年6月24日

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項 の変更	(1) 連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間より、(株)アップ ヒルズ他3社は、株式の取得により連結の 範囲に加えております。 好楽通信科技(上海)有限公司は、新規 設立により連結の範囲に加えております。 シスコム(株)は、株式の売却により連結の 範囲から除外しております。 (株)エイチ・ティ・シーは他の連結子会社 に吸収合併されております。 (株)マックスソリューション他1社は、株 式の売却により連結の範囲から除外し、持 分法適用の範囲に加えております。 当第2四半期連結会計期間より、(株)E S J他3社は、株式の取得により連結の範囲 に加えております。 (株)コラボルタ他5社は、新規設立により 連結の範囲に加えております。 (株)ネクサス他2社は、株式の取得により 持分法適用の範囲から除外し、連結の範囲 に加えております。 (2) 変更後の連結子会社の数 153社

	<p style="text-align: center;">当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
<p>2. 持分法の適用に関する事項の変更</p>	<p>(1) 持分法適用非連結子会社</p> <p>①持分法適用非連結子会社の範囲の変更 当第2四半期連結会計期間より、メディアアーノ(株)は、新規設立により持分法適用の範囲に加えております。 (株)コール・トゥ・ウェブ水戸は、株式の売却により持分法適用の範囲から除外しております。</p> <p>②変更後の持分法非連結子会社の数 10社</p> <p>(2) 持分法適用関連会社</p> <p>①持分法適用関連会社の範囲の変更 第1四半期連結会計期間より、(株)No. 1他2社は、株式の取得により持分法適用の範囲に加えております。 (株)マックスソリューション他1社は、株式の売却により連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に加えております。 (株)YICHAは、株式の売却により持分法適用の範囲から除外しております。 当第2四半期連結会計期間より、(株)エフティコミュニケーションズ他3社は、株式の取得により持分法適用の範囲に加えております。 グローバルブリッジ(株)は新規設立により持分法適用の範囲に加えております。 (株)ネクサス他2社は、株式の取得により持分法適用の範囲から除外し、連結の範囲に加えております。</p> <p>②変更後の持分法適用関連会社の数 51社</p>

	<p>当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(リース取引に関する会計基準の適用) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、借主側の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。貸主側はリース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法を採用しております。</p> <p>この変更による損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(棚卸資産の評価に関する会計基準の適用) 第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用し、評価基準については主として移動平均法による原価法から主として移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)に変更しております。</p> <p>この変更による損益に与える影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

	<p>当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
固定資産の減価償却費の算定方法	<p>定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)												
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">6,918百万円</p> <p>※2. のれん及び負ののれんの表示 のれん及び負ののれんは相殺して表示しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">のれん</td> <td style="text-align: right;">4,672百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">2,375</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,296</td> </tr> </table>	のれん	4,672百万円	負ののれん	2,375	純額	2,296	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">6,342百万円</p> <p>※2. のれん及び負ののれんの表示 のれん及び負ののれんは相殺して表示しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">のれん</td> <td style="text-align: right;">2,191百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">2,270</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">78</td> </tr> </table>	のれん	2,191百万円	負ののれん	2,270	純額	78
のれん	4,672百万円												
負ののれん	2,375												
純額	2,296												
のれん	2,191百万円												
負ののれん	2,270												
純額	78												

(四半期連結損益計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)														
<p>※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">販売手数料</td> <td style="text-align: right;">31,451百万円</td> </tr> <tr> <td>給料</td> <td style="text-align: right;">11,027百万円</td> </tr> <tr> <td>雑給</td> <td style="text-align: right;">4,174百万円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">2,687百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">920百万円</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">54百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">1,020百万円</td> </tr> </table>	販売手数料	31,451百万円	給料	11,027百万円	雑給	4,174百万円	地代家賃	2,687百万円	賞与引当金繰入額	920百万円	役員賞与引当金繰入額	54百万円	貸倒引当金繰入額	1,020百万円
販売手数料	31,451百万円													
給料	11,027百万円													
雑給	4,174百万円													
地代家賃	2,687百万円													
賞与引当金繰入額	920百万円													
役員賞与引当金繰入額	54百万円													
貸倒引当金繰入額	1,020百万円													

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)														
<p>※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">販売手数料</td> <td style="text-align: right;">16,518百万円</td> </tr> <tr> <td>給料</td> <td style="text-align: right;">5,385百万円</td> </tr> <tr> <td>雑給</td> <td style="text-align: right;">2,049百万円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">1,352百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">435百万円</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">13百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">562百万円</td> </tr> </table>	販売手数料	16,518百万円	給料	5,385百万円	雑給	2,049百万円	地代家賃	1,352百万円	賞与引当金繰入額	435百万円	役員賞与引当金繰入額	13百万円	貸倒引当金繰入額	562百万円
販売手数料	16,518百万円													
給料	5,385百万円													
雑給	2,049百万円													
地代家賃	1,352百万円													
賞与引当金繰入額	435百万円													
役員賞与引当金繰入額	13百万円													
貸倒引当金繰入額	562百万円													

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)								
<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">19,064百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">△42百万円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td style="text-align: right;">54百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">19,076百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	19,064百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△42百万円	預け金	54百万円	現金及び現金同等物	19,076百万円
現金及び預金勘定	19,064百万円							
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△42百万円							
預け金	54百万円							
現金及び現金同等物	19,076百万円							

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 58,349,642株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,472,304株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高

提出会社(親会社)	553百万円
連結子会社	93百万円
合計	646百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	3,488	利益剰余金	60	平成20年3月31日	平成20年6月10日

5. 株主資本の金額の著しい変動

第1四半期連結会計期間において、平成20年5月23日開催の取締役会決議に基づき、自己株式を取得した結果、自己株式が5,000百万円増加致しました。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	法人事業 (百万円)	SHOP 事業 (百万円)	保険事業 (百万円)	ベンチャー ファンド事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	33,105	44,906	4,263	18	82,293	—	82,293
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	445	179	20	—	645	(645)	—
計	33,550	45,085	4,283	18	82,939	(645)	82,293
営業利益又は営業損失(△)	3,495	708	1,057	△151	5,109	(100)	5,008

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	法人事業 (百万円)	SHOP 事業 (百万円)	保険事業 (百万円)	ベンチャー ファンド事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	65,227	82,677	7,637	23	155,565	—	155,565
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	972	485	41	—	1,499	(1,499)	—
計	66,199	83,162	7,678	23	157,064	(1,499)	155,565
営業利益又は営業損失(△)	5,972	1,306	1,372	△346	8,305	(413)	7,891

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、品目の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な品目

事業区分	主要品目
法人事業	複写機、ファクシミリ、固定電話機、付属品 インターネット関連・企画・提供・販売サービス手数料 マイライン加入取次手数料、法人向け移動体通信サービス等
SHOP事業	移動体通信サービス手数料、移動体通信機器等
保険事業	保険契約取次手数料等
ベンチャーファンド事業	有価証券等

3. ベンチャーファンド事業のうち、外部出資者持分相当額は、売上高2百万円、営業損失は241百万円であります。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

海外売上高は連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)

その他有価証券で時価のあるものが、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
(1) 株式	65,721	65,951	229
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	65,721	65,951	229

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額になります。なお、当第2四半期連結会計期間末において、その他有価証券で時価のある株式について、10,644百万円の減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

当該取引はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

1. スtock・オプションに係る当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 83百万円

2. 当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

提出会社

	平成20年6月25日 取締役会決議分 第14回ストック・オプション	平成20年6月25日 取締役会決議分 第15回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社従業員 26名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 100,000株	普通株式 48,000株
付与日	平成20年7月11日	平成20年7月11日
権利確定条件	対象者が会社もしくは会社の子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。	対象者が会社もしくは会社の子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。
対象勤務期間	平成20年7月11日～ 平成23年6月25日	平成20年7月11日～ 平成23年6月25日
権利行使期間	平成23年6月26日～ 平成30年6月25日	平成23年6月26日～ 平成30年6月25日
権利行使価格(円)	3,785	3,785
付与日における公正な評価単価(円)	1,330	1,330

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,866.24円	1株当たり純資産額	2,130.50円

2. 1株当たり四半期純損失金額等

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純損失金額	102.64円	1株当たり四半期純損失金額	132.36円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、 四半期純損失であるため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、 四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額		
四半期純損失(百万円)	5,884	7,528
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	5,884	7,528
期中平均株式数(千株)	57,334	56,877
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があったもの の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月13日

株式会社光通信
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 治彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高田 重幸 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 塚原 克哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社光通信の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社光通信及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月13日
【会社名】	株式会社光通信
【英訳名】	HIKARI TSUSHIN, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 重田 康光
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長重田康光は、当社の第22期第2四半期（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。